

建設業関係団体の意見聴取における今後の流れについて（案）

	事務局対応	監視委員会委員対応
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体意見に対する事務局回答「素案作成」 ・各委員へ事務局回答素案の審議依頼（※メール施行） 	—
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局回答素案への意見を事務局へ回答
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの意見「取りまとめ」 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会回答案作成 ・各委員へ委員会回答案を審議（※メール施行） 	—
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会回答案への意見を事務局へ回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長とメール協議の上、委員会回答の決定 ・各団体へ委員会回答を送付（書面により意見を聴取している3団体に対しては、委員会回答に対する質問や意見等の提出を求める） ・HPにおいて委員会回答を公表 	—

※書面による意見聴取団体から委員会回答への質問や意見等があった場合

	事務局対応	監視委員会委員対応
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会回答案作成 ・各委員へ委員会回答案を審議依頼（メール施行） 	—
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会回答案への意見を事務局へ回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長とメール協議の上、委員会回答の決定 ・団体へ委員会回答を送付 	—